

クラギ文化ホール大規模改修事業

**審査講評**

令和 5 年 3 月

クラギ文化ホール大規模改修事業  
事業者選定審査委員会

## 目 次

第1	審査の体制	1
1	審査委員	1
2	審査委員会等の開催状況	1
第2	審査の方法	2
第3	審査の結果	3
1	資格審査	3
2	提案書審査	3
3	優秀提案者の決定	5
第4	評価項目ごとの具体的評価内容	6
1	事業実施方針等に関する事項	6
2	施設整備業務に関する事項	6
第5	審査講評	8

# 第1 審査の体制

## 1 審査委員

審査は、学識経験者等から構成する「クラギ文化ホール大規模改修事業事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、落札者決定基準に基づき実施した。

審査委員会における審査委員は次のとおりである。

表 審査委員会の構成

区分	氏名	職名
委員長	市之瀬 敏勝	名城大学 教授
副委員長	川口 淳	三重大学 准教授
委員	中西 幸男	松阪市文化センター運営委員会 副委員長
委員	山本 直弘	松阪市建設部営繕課 営繕担当参事
委員	川村 浩稔	松阪市産業文化部 部長

## 2 審査委員会等の開催状況

審査委員会の開催状況及び内容は次のとおりである。

表 審査委員会開催状況

回数	開催日	議事等
第1回	令和4年8月16日（火）	・入札説明書・要求水準書・落札者決定基準について ・プレゼンテーション・ヒアリングの流れについて
第2回	令和5年3月5日（日）	・提案審査について（プレゼンテーション・ヒアリングを含む） ・最優秀提案者の選定について ・審査講評について

## 第2 審査の方法

審査の方法は、「参加資格確認申請書」及び「提案書類」の内容を審査委員会が審査し、その審査結果を踏まえ、松阪市（以下「市」という。）が落札者を決定する。

参加資格の確認申請書類に基づき入札参加者の資格、実績等の事業遂行能力を評価する「資格審査」と、資格審査を通過した入札参加者の提出書類による提案内容等を審査する「提案書審査」として実施した。

審査の流れは、次のとおりである。

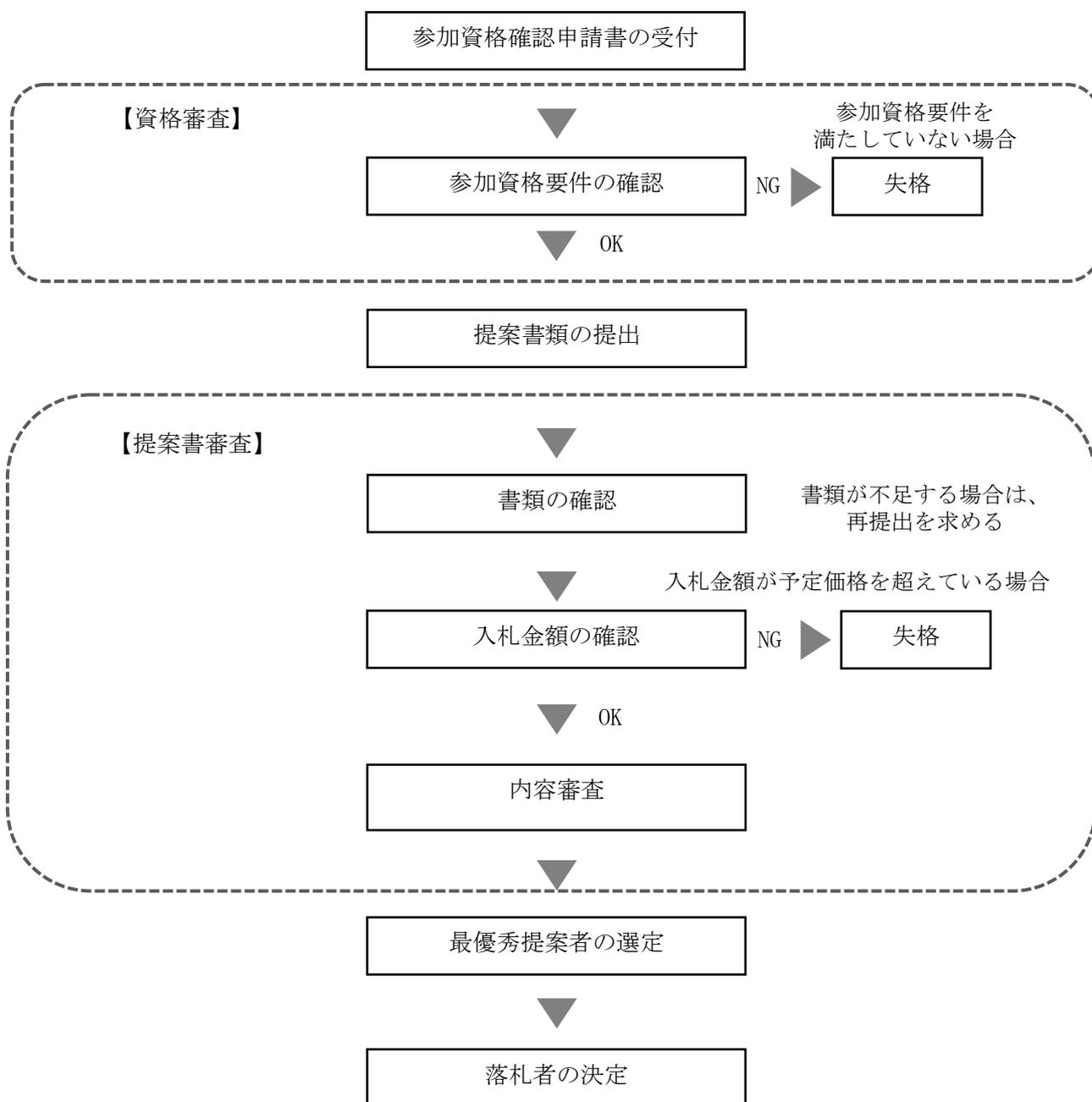


図 入札説明書等の公表から落札者の決定までの流れ

### 第3 審査の結果

#### 1 資格審査

参加資格確認申請書（令和5年1月26日（木）期限）及び提案書類（令和5年2月24日（金）期限）の受付を行ったところ、次の1グループの入札参加者から提出があった。

表 参加資格確認申請書及び提案書類の提出のあった入札参加者

	①グループ
グループ名	北村・アスカ・時田クラギ文化ホール共同企業体
代表企業	(株)北村組
構 成 員	(株)アスカ総合設計、(株)時田建築企画

入札参加者から提出された参加資格確認申請書をもとに資格審査を行い、入札説明書に示す入札参加者の参加資格要件を満たしていることの報告を市から受け、審査委員会としてこれを認めることとした。

#### 2 提案書審査

資格審査を通過した入札参加者から提出された提案書類について、審査委員会は予め公表した落札者決定基準に従い、提案書審査を行った。

##### (1) 入札金額の確認

入札書に記載された入札金額が、市が設定した予定価格を超えていないことを確認した。

##### (2) 内容審査

内容審査は、要求水準を満たすための方法のみを確認するものではなく、入札参加者による要求水準以上の優れた提案内容に対して、その提案内容が独自性に優れた提案であるか等を専門的見地から審査を行った。

なお、審査委員会では、評価をより厳正かつ客観的に行う必要があると考え、匿名での審査を行った。

##### ①評価区分と配点

内容審査においては、提案書類に記載された内容について、次に示す「表 内容審査の評価区分と配点」に従って評価し得点化した。

表 内容審査の評価区分と配点

評価区分	配点
事業実施方針等に関する事項	20点
業務に関する事項	50点
入札金額に関する事項	30点
合 計	100点

## ②評価項目ごとの得点化方法

内容審査では、評価項目ごとに次に示す「表 内容審査の得点化方法」に従って5段階により評価し、採点基準に基づき得点を算定した。

表 内容審査の得点化方法

評価	評価内容	得点化方法※
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	要求水準は満たしているが、特に優れた提案はない	配点×0.00

※得点は小数点以下第3位を四捨五入

## (3) 内容審査結果

審査委員会は、提案内容に関する内容審査を行い、それらを委員の合議で総合評価することにより総合評価点を算出した。

入札参加者の内容審査結果を次頁に示す。



## 第4 評価項目ごとの具体的評価内容

### 1 事業実施方針等に関する事項

#### (1) 実施方針

①グループにおいては、市との連携、報告、連絡が円滑かつ確実に実施されるための有効な実施体制が提案されており、評価した。

#### (2) リスク管理方針と対策

①グループにおいては、リスク発生の抑制策が検討されており、リスクが顕在化した場合における対応策が提案されており、評価した。

#### (3) 地域経済・社会への貢献

①グループにおいては、地元企業の参画促進や、地域経済への貢献について提案されており、評価した。

#### (4) 環境への配慮

①グループにおいては、業務遂行中の近隣住民の生活環境に与える影響を想定し、具体的な対策が提案されており、評価した。

### 2 施設整備業務に関する事項

#### (1) 施設計画

##### a) 施設の仕上等

①グループにおいては、屋根・屋上について、要求水準を上回る内容が提案されており、評価した。

##### b) 建築設備計画

①グループにおいては、電気設備改修工事について、要求水準を上回る内容が提案されており、評価した。

##### c) ホール天井耐震化及び音響設備計画

①グループにおいては、ホールの客席天井等の耐震化を確実にを行うための工法が提案されており、評価した。

##### d) 舞台設備計画

①グループにおいては、舞台照明設備改修工事について提案されており、評価した。

## **(2) 市が特に期待する事項への提案**

①グループにおいては、市民が使いやすくより利用される施設となることに寄与する提案がされており、評価した。

## **(3) 建設業務**

### a) 建設計画

①グループにおいては、事業実施時の騒音、振動並びに工事車両の通行等、近隣住民の生活環境維持に配慮する具体的な取組内容が提案されており、評価した。

### b) スケジュール計画等

①グループにおいては、工期短縮に向けた事業の工夫が提案されており、評価した。

## 第5 審査講評

はじめに、総評にあたり、入札公告から入札までの期間が約2か月と限られた期間内で、1グループから創意工夫を凝らした多様なご提案をいただき、その熱意とご尽力に審査委員会として敬意を払うとともに感謝申し上げます。

審査委員会においては、すべての評価項目について、落札者決定基準に基づく厳正な審査を行った結果、①グループである北村・アスカ・時田クラギ文化ホール共同企業体による提案を選定するに至った。

今後、当該グループと市は基本契約等を締結することとなるが、当該グループに対しては、本事業をより良いものとするために、以下の諸点に努めるよう審査委員会として期待する。

- (1) 本事業をより良いものとするため、市と協力して事業に取り組むこと。
- (2) 不測の事態が発生した場合も、積極的に解決策を提案するなど、誠実に対応すること。
- (3) 提案のあった地域経済・社会への貢献の取り組みについて、確実に実現し、地元企業の活用及び地元雇用のより一層の推進に努めること。

最後に、本提案では北村・アスカ・時田クラギ文化ホール共同企業体の代表企業が、事業期間中において主体的な役割を担い、提案内容を確実に履行し、市民の期待に添うことを切に願うものである。